

令和4年度 介護保険料のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

介護保険制度は、介護を必要とする状態になったとき、また、できるかぎり介護状態にならないように、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく仕組みです。健康保険と同じく、「いざ」というときに個人の負担が少なくてすむように、40歳以上の方が保険料を負担する公的な「社会保障制度」のひとつです。

■40歳以上の方が加入します

介護保険制度は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費で、50%ずつの負担により運営されます。

■介護保険料の算定と徴収

40歳から64歳の方の介護保険料は、その方が加入する健康保険組合等が算定し、医療保険料と合わせて徴収します。65歳以上の方の介護保険料は町が算定し、徴収します。

■介護サービスの費用の負担は？

要介護認定者が介護サービスを利用する場合は、原則として利用するサービス費用の1割から3割の自己負担でサービスを利用することができます。

■65歳以上の方の介護保険料

杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（3年ごとに見直し）に基づいて、令和3年度からの3か年に必要とされる介護保険事業に要する費用を算出します。算出された介護サービスなどの費用総額をもとに、介護保険料の必要総額を計算し、所得段階ごとの負担割合に応じた個人の保険料が設定されます。

■所得段階の決め方（下表参照）

介護保険料の段階は、前年中の収入や世帯の住民税課税状況によって決まります。

令和4年度分は、令和3年中の収入や所得等に基づき、第1段階から第11段階までのうち、いずれかの所得段階に確定します。詳細は、7月に送付する「令和4年度介護保険料の決定通知書」をご確認ください。

■介護保険料の納付方法

介護保険料は納付方法が選択できず、原則として年金から天引き（特別徴収）になります。ただし、年度の途中で65歳になった方や、他市町から転入された方などは一時的に納付書払い（普通徴収）となります。普通徴収の方は、口座振替をおすすめします。

介護保険料の納め忘れに注意！

介護保険料を納めないと、**延滞金の加算**や、介護サービス利用の際の**自己負担額が3割または4割に引き上げ**られるなどの措置がとられます。



▼令和4年度の介護保険料

所得段階	対象となる方		介護保険料 (年額)
第1	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 [*] の合計が80万円以下の方		16,800円
第2	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 [*] の合計が	80万円を超え120万円以下の方	25,100円
第3		120万円を超える方	39,000円
第4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 [*] の合計が	80万円以下の方	50,200円
第5 (基準額)		80万円を超える方	55,700円
第6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額 [*] が	120万円未満の方	66,900円
第7		120万円以上210万円未満の方	72,400円
第8		210万円以上320万円未満の方	83,600円
第9		320万円以上400万円未満の方	94,700円
第10		400万円以上600万円未満の方	100,300円
第11		600万円以上の方	105,800円

※合計所得金額は、土地売却等に係る長期譲渡所得等の特別控除額を差し引いた額です。所得第1～5段階では年金収入に係る所得を控除し、給与所得がある場合は10万円を控除します。所得第6段階以降では公的年金等所得または給与所得がある場合は10万円を控除します。

新型コロナワクチン接種
4回目接種のご案内

問合せ 杉戸町コロナワクチンコールセンター
☎0570 (021) 567 9時～17時（土・日・祝日を除く）
FAX048 (647) 4484 ✉info_sugito.vaccine@jtb.com

以下の方を対象に、新型コロナワクチンの4回目接種を実施しています。
ワクチン接種は希望者に対して実施するもので、接種を強制するものではありません。重症化予防の効果と副反応等のリスクを理解したうえで、本人の意思に基づき判断してください。

■4回目接種の対象者

3回目のワクチン接種から**5か月**が経過した方で、**以下の①か②に該当する方**が対象です。

①60歳以上の方

接種が可能となる時期に合わせて
全員の方に「**接種券**」を送付します

②18歳以上で基礎疾患を有する方
その他 重症化リスクが高いと医師が認める方

※基礎疾患等に該当するか否かは、事前にかかりつけ医にご相談ください。

接種が可能となる時期に合わせて
18～59歳の方には「**案内通知**」を送付します

基礎疾患等に該当し接種を希望する方は、**申請が必要**となります。詳しくは「案内通知」をご覧ください。

△18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方等への4回目接種については、予防接種法第9条に規定される「努力義務」は適用されません。

ワクチン接種の日時・会場・ワクチンの種類・予約枠数など、
最新の情報は **町ホームページ** をご確認ください。

町ホームページ
「ワクチン接種情報」



令和4年度住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金を給付します

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎(34) 7300
内閣府コールセンター ☎0120 (526) 145

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油高・物価高騰による困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するために、住民税非課税世帯等に対して給付するものです。

※令和3年度分の支給を受けた世帯は除きます。（再給付するものではありません。）

支給対象世帯

- ①令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税であること）
②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税（相当）水準以下である世帯

- ①について令和4年度分給付金は令和4年6月1日における住民登録上の世帯が対象となります。
■②について申請する場合は、収入額が確認できる書類（給与明細等）のほか、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写し）、振込先口座の確認書類（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し）が必要です。

※①について世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。

※①、②いずれも令和3年度分の支給を受けた世帯は対象外となります。

給付額

1世帯当たり10万円
※1世帯1回限り。また、①・②の重複受給はできません。
※令和3年度分の支給を受けた世帯は対象外となります。

その他

①の対象世帯には、順次申請書を送付します。
②に該当する世帯は、要申請。
【申請期限：9月30日(金)】